

三河田原駅周辺賑わい創出業務（社会実験）

（仮）たはら屋台村 出店者募集要項

田原市街地活性化協議会

事務局：田原市都市建設部街づくり推進課

令和7年11月

1. 目的

田原市街地活性化協議会（以下、「活性化協議会」という。）では、三河田原駅周辺の賑わい創出を図るため、また、新たな飲食事業者の出店支援を促進するため、現在、田原市が暫定的に公共駐車場として使用している柳町駐車場にて、コンテナやテント等を活用した飲食による賑わい創出業務（以下、「社会実験」という。）を行うこととしています。

そこで、今後新たに出店を考えている方や市街地活性化のために協力したい方を対象に、「（仮）たはら屋台村」への出店者を募集するものです。

2. 社会実験の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※準備、設営、撤去等の期間を含む

3. 対象地

所在地	愛知県田原市田原町柳町25-1外 ※P6 参照
所有者	田原市
全体面積	約1,750㎡
アクセス	三河田原駅から徒歩3分
土地現状	柳町駐車場（公共駐車場）
近隣主要施設との距離	三河田原駅 約250m 田原市役所 約700m 商業施設（セントファール） 約200m 商業施設及び子育て施設（LaLaGran 及び親子交流館） 約400m 田原文化会館及び中央図書館 約500m

4. 事業概要及び施設概要 ※別添事業概要書（案）参照

施設の概要	厨房コンテナ4基（出店者は厨房コンテナ1基使用）	
	共有スペース	大型テント（飲食スペース） バーゴラ 大型パラソル 人工芝 トイレ用コンテナ 事務所用コンテナ 倉庫用テント 等 ※施設設置は、活性化協議会が実施

5. 出店条件

(1) 出店の業種

①酒類を提供できる飲食店

(例：居酒屋、ラーメン屋、バル、Bar など)

※テイクアウトメニューの提供を検討すること。

(2) 出店期間、営業日、営業時間

①出店期間

令和8年7月1日～令和9年2月28日

※期間内に退店する場合は、2ヵ月前までに運営事業者へ報告すること。

※出店期間は上記期間が望ましいが、3ヵ月以上の申請も認めるものとする。

②営業日

金・土を含めて週5日以上営業すること。

※最終的な休業日の設定については、運営事業者と活性化協議会と調整して決定する。

③営業時間

基本17時から23時までとし、昼の時間帯での営業も可とする。

※最終的な営業時間の設定については、運営事業者と活性化協議会と調整して決定する。

(3) 無料貸出設備

①規格：20ft コンテナ (W6,058×2,253 H2,591)

※P7、8及び別添事業概要書(案)P7、8参照

②設備：業務用冷蔵庫、台下冷蔵庫、1槽・2槽シンク、ガスコンロ3口、ガス給湯器、電気(コンテナ内電源設備、LED照明)、ガス、水道(上下水道完備)、空調設備(エアコン完備)

※その他、必要な厨房機器等は出店者で用意(レンタルも可)

※コンテナ1基あたりの電気可能使用量は最大6kWを想定
6kWを超える場合は要相談

(4) 賃料等

①賃料等

項 目	内 容
賃料	・月売上(税込)の5%
光熱水費	・各店舗で使う電気・水道・ガス代
保証金	・契約保証・原状回復のための預かり金 10万円 ・契約終了時に返還(原状復旧を条件に)
保険料	・火災保険、施設賠償責任保険などの加入義務 ・直接契約させるケースと一括で契約するケースあり

②賃料等の支払

- ・上記項目について、翌月 10 日までに運営事業者へ支払いをすること。

③その他

- ・負担区分が不明瞭なものは、出店者と運営事業者で協議し決定すること。

(5) その他

- ・退店する場合の現状復旧費用は原則として出店者の負担とする。
- ・運営事業者や地域が実施するイベント等に可能な限り協力すること。
- ・日報（売上、来店者数等）を作成し、運営事業者に報告すること。
- ・来店者へのアンケート調査に協力すること。
- ・保健所で飲食店に係る営業許可を受けること。

6. 募集店舗数

4 店舗

7. 参加資格

参加資格として、以下の要件すべてを満たす方とします。

- (1) 満 20 歳以上の個人及びグループ、法人
- (2) 既存店舗、他出店者や周辺地域と協調できる者
- (3) 公序良俗に反しないこと
- (4) 騒音・悪臭等、近隣に迷惑とならないこと
- (5) 以下の項目に該当していないこと
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ②会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - ③応募書類の提出期限から出店者の選定が終了するまでの期間に市から入札参加資格停止の措置を受けた者
 - ④私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
 - ⑤法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者
 - ⑥田原市暴力団排除条例（平成 23 年田原市条例第 21 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

8. 応募書類(1部)

- (1) 三河田原駅周辺賑わい創出業務(社会実験)出店申込書(様式1)
- (2) 出店者募集参加資格確認誓約書(様式2)
- (3) 団体概要・実績資料・その他これらに類する書類

9. 応募期間等

- (1) 応募期間：令和7年11月28日(金)から令和8年1月13日(火)17時まで
- (2) 提出方法：事務局へ持参、郵送、電子メール
- (3) 提出先

田原市街地活性化協議会事務局 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 田原市役所都市建設部街づくり推進課(担当：大堀、小谷) E-mail：machi@city.tahara.aichi.jp
--

10. 説明会

本募集要項に関する説明会を、次のとおり行います。

- (1) 日時 令和7年12月17日(水) 午後2時から
- (2) 場所 セントファール 2階 会議室
〒441-3421 田原市田原町萱町1番地

11. 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「出店者募集に関する質問書」(様式3)に質問事項を記載のうえ、メールにより事務局宛に送信してください。メールの件名は「出店者募集に関する質問書」としてください。なお、電話での質問は受け付けませんのでご了承ください。
・質問書提出先：machi@city.tahara.aichi.jp
- (2) 質疑に対する回答は、随時メールにて回答します。

12. 選定方法

提出された書類をもとに活性化協議会と運営事業者が審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施した上で選定します。

13. スケジュール（予定）

項目	時期
募集要項の公表	令和7年11月27日
応募期間	令和7年11月28日から 令和8年1月13日17時まで
説明会	令和7年12月17日午後2時から
出店者決定	令和8年1月中旬～2月上旬
契約手続き（仮契約）	令和8年2月中
契約手続き（本契約）	令和8年4月1日
開業準備 テナントリーシング、各種調整 ※会場整備、コンテナ等の設置期間	令和8年2月～6月
開業期間	令和8年7月1日から 令和9年2月28日まで
撤去期間 各種報告、清算等 ※コンテナ等の撤去期間	令和9年3月1日から 令和9年3月31日まで

14. 留意事項

- (1) 提出書類の返却は不可とします。
- (2) 内容に虚偽があった場合は、失格とします。
- (3) 本募集と同時に募集している運営事業者が決まらなかった際、令和8年度予算（田原市からの負担金にて実施予定）が確保できなかった際は、社会実験が実施されないことがありますので、ご了承ください。

15. 問い合わせ先

田原市街地活性化協議会

事務局

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

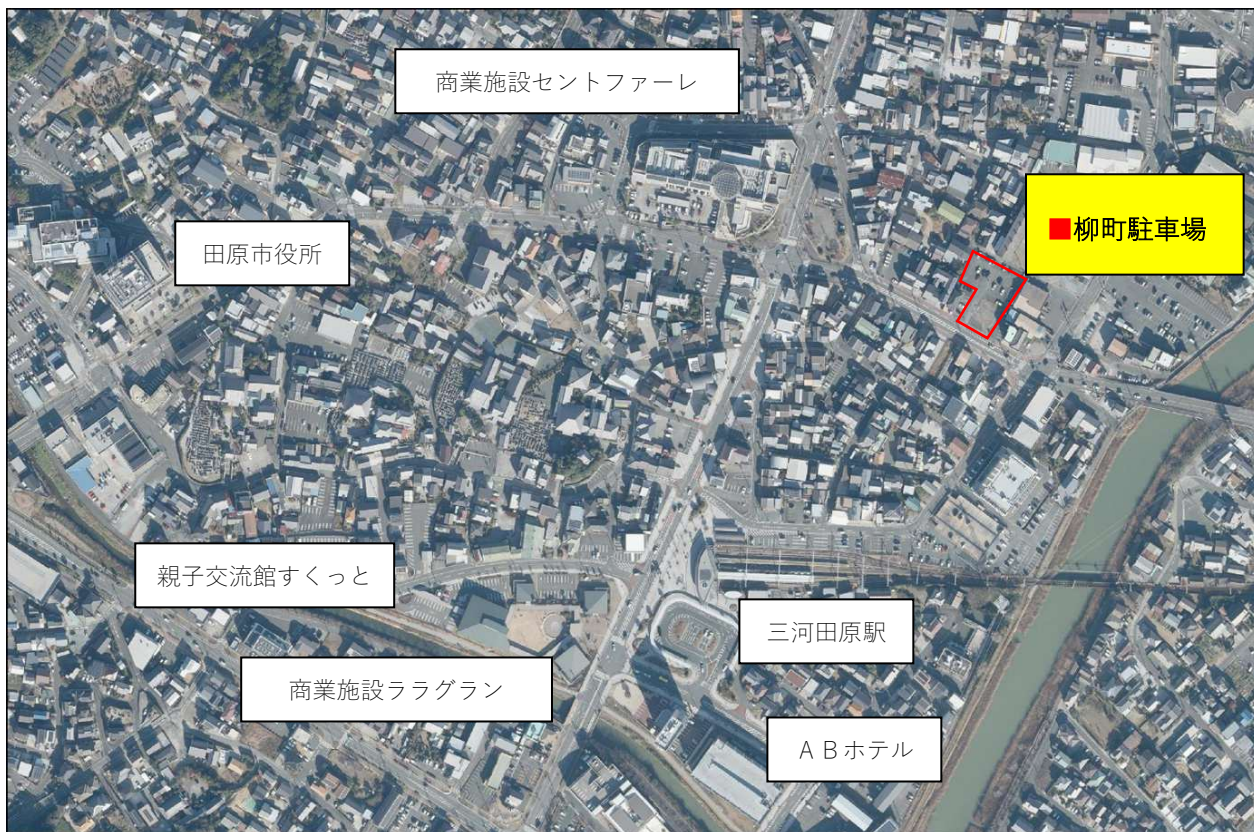
田原市役所都市建設部街づくり推進課（担当：大堀、小谷）

電話：0531-23-3535(直通)

FAX：0531-22-3811

E-mail：machi@city.tahara.aichi.jp

柳町駐車場位置図(航空写真)



厨房コンテナ規格(キッチンコンテナ)

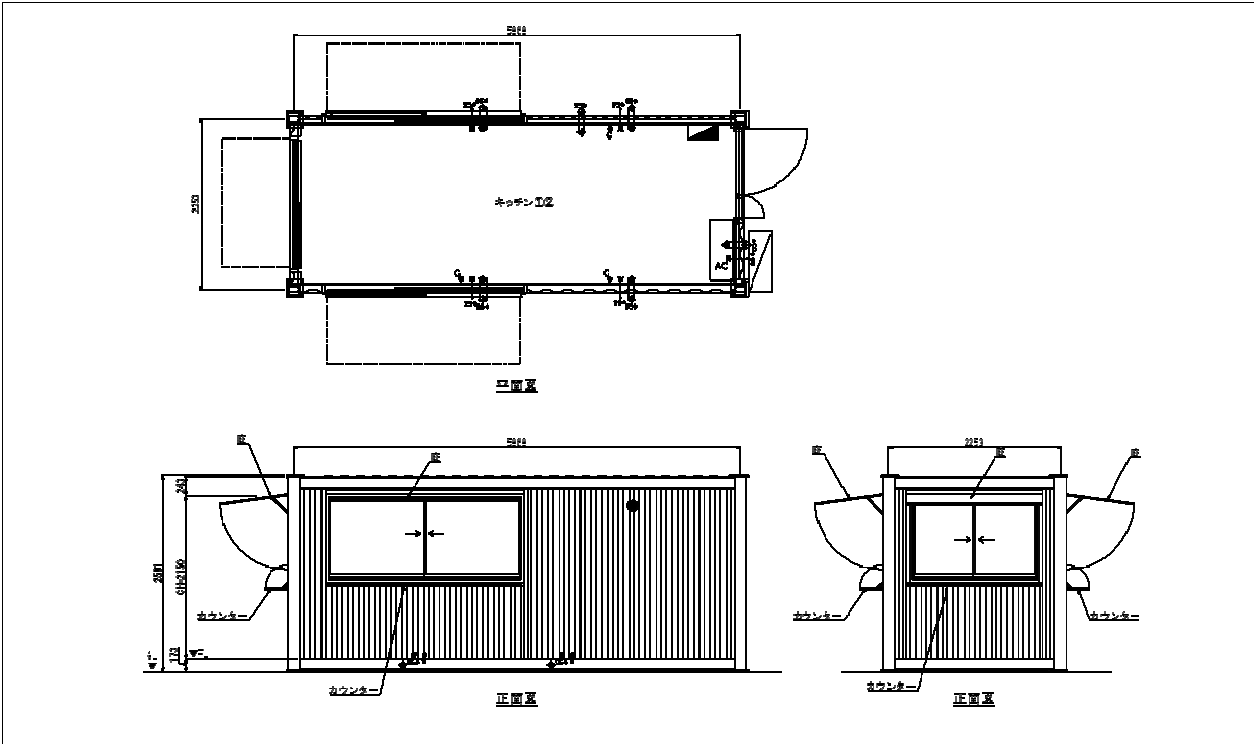
キッチンコンテナ

[外観]

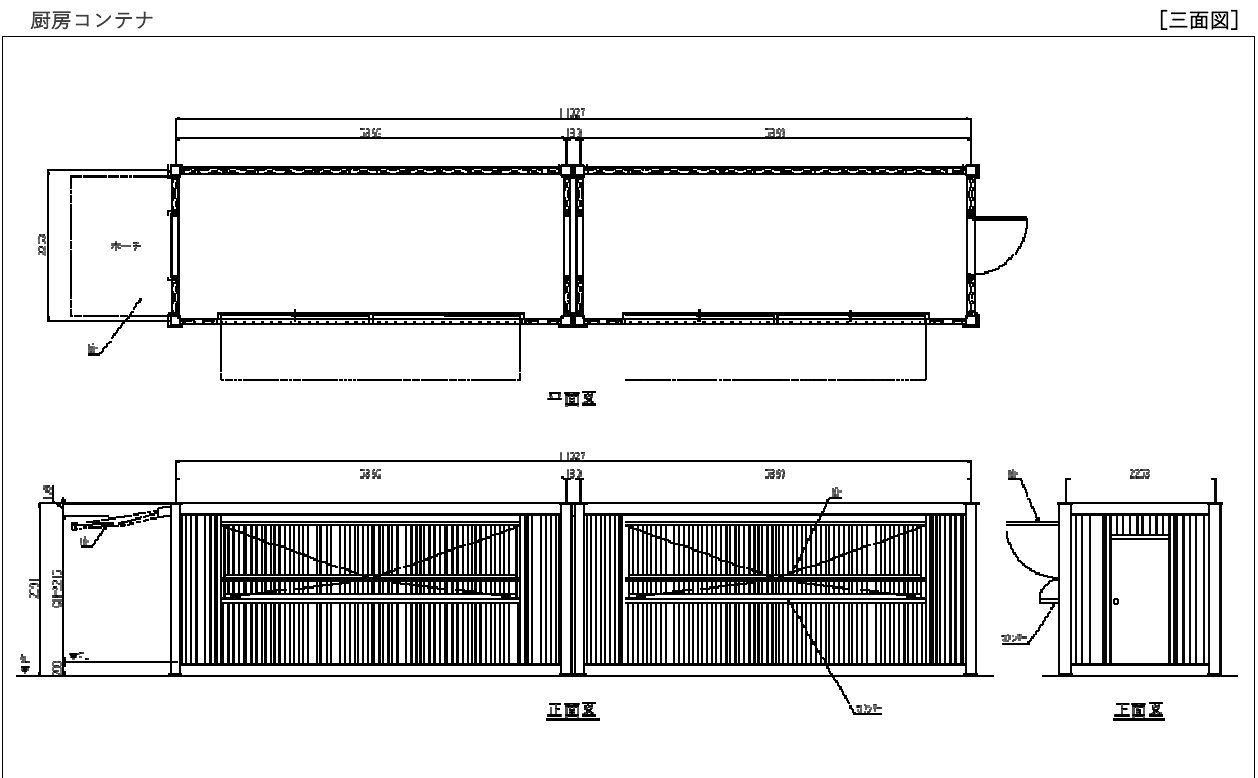


キッチンコンテナ

[三面図]



厨房コンテナ規格(キッチンコンテナ)



※写真は2つの厨房コンテナを連結したもの（社会実験は1棟を使用します。）